

伐採及び伐採後の造林の届出制度が変わりました

- ①立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」（以下、伐採届）
 - ②伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」（令和4年4月1日以降に提出した伐採届に基づいて立木を伐採した場合）
 - ③造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」（平成29年4月1日以降に提出した伐採届に基づいて造林した場合）
- を提出することが森林法で義務付けられています。

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

Q. 届出・報告の対象となる森林は？

対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）です。
なお、保安林の伐採や林地開発を行う場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。

Q. 誰が提出するの？

①伐採届

・「伐採届」は、森林所有者もしくは伐採をする（権限を有する）者が提出します。伐採をする（権限を有する）者と造林をする（権限を有する）者が異なる場合は連名で提出します。

添付計画書

- ・「伐採計画書」は、伐採をする（権限を有する）者が提出します。
- ・「造林計画書」は、造林をする（権限を有する）者が提出します。

②状況報告書

- ・「伐採に係る森林の状況報告書」は、伐採をする（権限を有する）者が提出します。
- ・「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は造林をする（権限を有する）者が提出します。

Q. いつ、どこへ提出するの？

- ・伐採届は、伐採を開始する日の90日から30日前までに。
- ・状況報告書は、伐採が完了した日から30日以内、造林（天然更新）が完了した日から30日以内に。

①伐採及び伐採後の造林の届出：

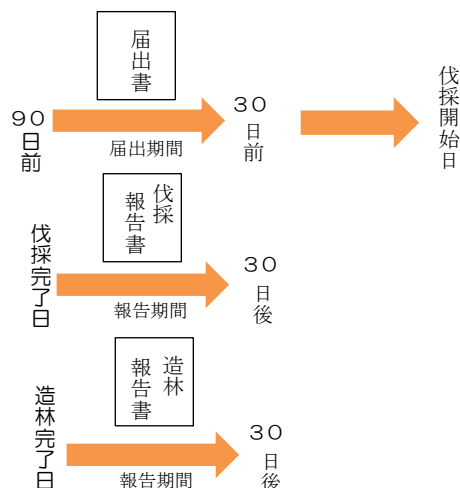
伐採を始める90日から30日前まで

②伐採に係る森林の状況報告書：

伐採を完了した日から30日以内

③伐採後の造林に係る森林の状況報告書：

造林を完了した日から30日以内

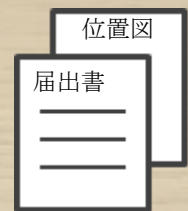


※対象森林の所在する市町村に提出します。

Q. 添付書類は？

- ①森林の位置図・区域図：届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面
- ②届出者の確認書類：個人は氏名・住所のわかる書類写し、法人は法人番号が記載された書類
- ③他法令の許認可関係書類：他行政庁の許認可が必要な場合、申請状況がわかる書類
(該当する場合のみ)
- ④土地の登記事項証明書等：土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど
- ⑤伐採の権限関係書類：伐採する権原を有することがわかる書類
(届出者が土地所有者でない場合)
- ⑥隣接森林との境界関係書類：隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
※以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。
 - ・単木的な伐採など境界に隣接しない場合
 - ・境界杭などにより境界が明らかな場合
 - ・契約書の提出等により届出伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合
- ⑦市町村長が必要と認める書類：市町村が実情に応じて条例などに定める書類

書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。詳しい内容については、林野庁のホームページをご覧ください。



Q. 提出をしなかったらどうなる？

指導に従わず悪質であると認められる場合は、森林法に基づき罰せられる場合があります。

【お問い合わせ】

伐採地を所管する市町村 林務担当課もしくは
岐阜県 林政部 林政課 森林計画係
電話(代表) 058-272-1111 (内線 4317)